

<火薬類取締法の対象となる火薬類>

(火薬類取締法)

(定義)

第2条 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

一 火薬

イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬

ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬

ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて 経済産業省令で定めるもの

二 爆薬

イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬

ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬

ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル

ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬

ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を3以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬

ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬

ト その他イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて 経済産業省令で定めるもの

三 火工品 (略)

(火薬類取締法施行規則)

(火薬の指定)

第一条の二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号ハに規定する同号イまたはロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬は、次の各号に掲げるものとする。

一 過塩素酸塩を主とする火薬

二 酸化鉛または過酸化バリウムを主とする火薬

三 臭素酸塩を主とする火薬

四 クロム酸鉛を主とする火薬

(爆薬の指定)

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する同号イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬は、左の各号に掲げるものとする。

一 爆発の用途に供せられる硝酸尿素及びこれを主とする爆薬

二 ジアゾジニトロフェノールを含み、かつ、無水けい酸を七十五パーセント以上含む爆薬

三 亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬

<参考条文>

<軽微な変更の工事>

(製造施設等の変更)

法第10条

製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

規則第8条

法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事
 - イ 暖房設備
 - ロ 照明設備
 - ハ 静電気除去設備
 - ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材
 - ホ 排気装置
- 二 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- 三 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
- 四 製造施設又は設備の撤去の工事

(火薬庫)

法第12条

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

規則第14条

法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事
- 二 火薬庫の屋根の外側、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- 三 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事